

おうち DE 介護

指定地域密着型通所介護事業・指定介護予防通所介護・第1号通所事業 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社 T&Hサポートが開設するおうち DE 介護（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業（通所型サービス）（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切な地域密着型通所介護、介護予防通所介護及び第1号通所事業（通所型サービス）（以下、「地域密着型通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 おうち DE 介護

(2) 所在地 神奈川県足柄上郡大井町金子947番地3

(職員の職種、員数および職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

生活相談員 2名（常勤兼務）

看護職員 2名（常勤専従 1名、非常勤専従 1名）

介護職員 5名（常勤兼務 1名、非常勤兼務 3名）

機能訓練指導員 2名（非常勤専従 2名）

従業者は、地域密着型通所介護等サービスの提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日、祝日とする。
ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9:00～18:00
- (3) サービス提供時間 9:00～16:10

(事業の実施における利用定員)

第6条 地域密着型通所介護等のサービスの利用定員は合わせて、次のとおりとする。
13名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

(利用料等及び支払いの方法)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。

- 2 第9条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費及び、その他、事業において提供される便宜のうち、利用者の希望で提供した場合は別紙に掲げる費用を徴収する。
- 3 事業の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。又、費用を変更する場合も同様とする。
- 5 事業の利用者は、当事業所の定める期日に、指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、大井町全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を生活相談員等に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速

やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第13条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 生活相談員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域との連携など)

第 17 条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行う等地域との交流に努める。

- 2 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏
域の地域包括支援センターの職員、事業について知見を有する者等により構成される協議会(以
下、この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進
会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から
必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公
表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 18 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業
務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員で
なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、地域密着型通所介護等に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低
5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 T&Hサポートと事業所の管
理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。